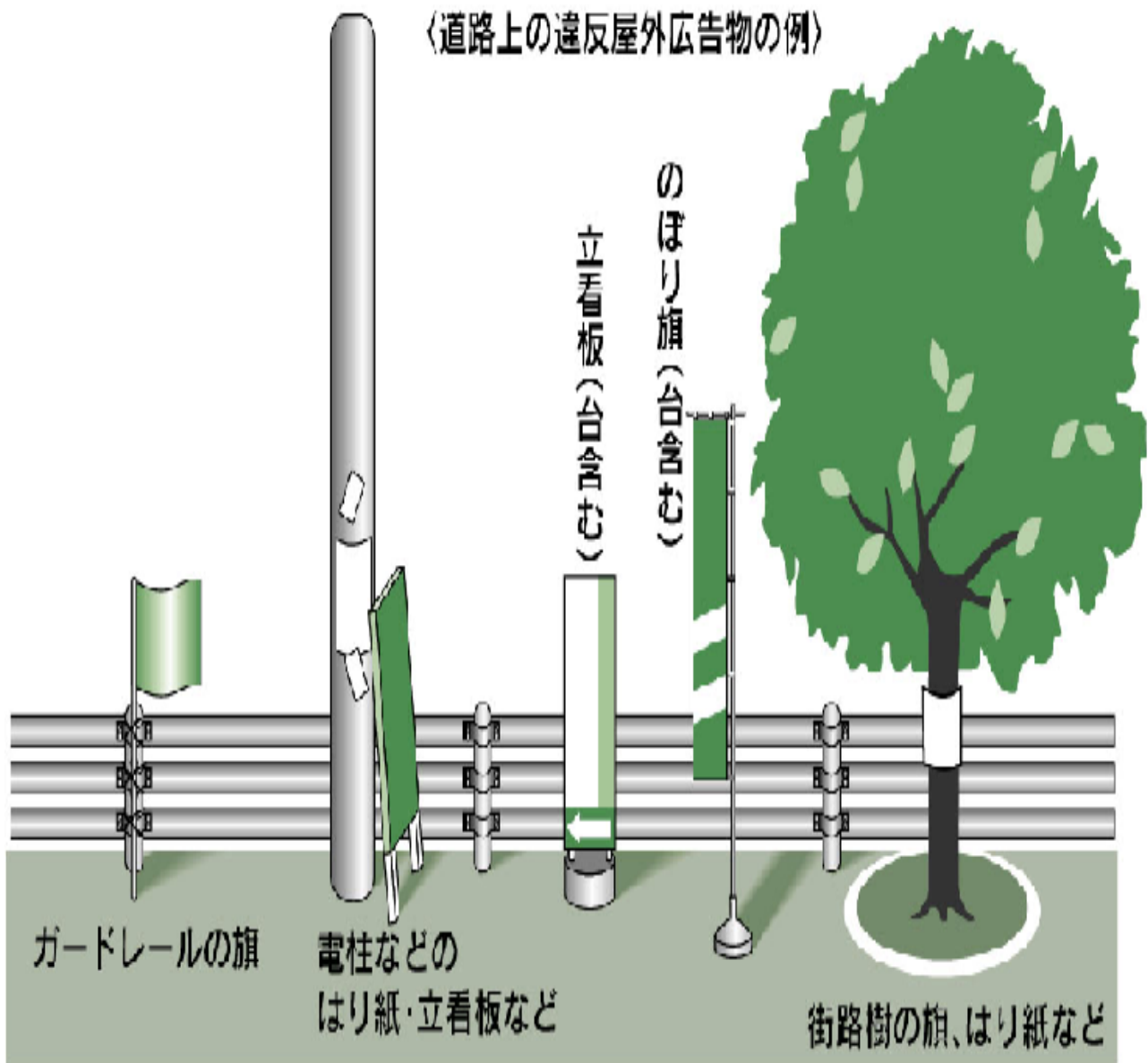


大分市路上違反広告物除却推進員の手引き

～ 違反広告物をなくし 日本一きれいな まちづくりをめざして ～



大分市 都市計画部 まちなみ企画課 景観推進担当班

(令和元年7月改訂)

○ 目 次

1. 大分市路上違反広告物除却推進員制度	2頁
(1) 目的	
(2) 大分市路上違反広告物除却推進員とは	
(3) 推進員の要件	
(4) 推進団体	
2. 屋外広告物法・大分市屋外広告物条例関係	2頁
3. 除却できる広告物	3頁～4頁
(1) 簡易除却	
(2) 管理されずに放置されていることが明らかなきときは	
4. 市で直接除却する広告物	5頁
5. 除却できない広告物	6頁
6. 除却活動の手続き及び方法	7頁
7. トラブル対応等	8頁
8. 保管・公示等の手続き	8頁
9. 大分市市民活動等保険	9頁
資料1. 大分市路上違反広告物除却推進員要綱	10頁～21頁

1 大分市路上違反広告物除却推進員制度

(1) 目的

この制度によって市民と行政が協働して道路上の違反広告物をなくすことにより、良好な都市景観の維持及び向上を図ることを目的とします。

(2) 大分市路上違反広告物除却推進員

屋外広告物法（以下「法」という。）並びに大分市屋外広告物条例（以下「条例」という。）の規定に違反した広告物の除却について、法第7条第4項の規定により市長から違反広告物の除却する権限を受けた方を大分市路上違反広告物除却推進員（以下「推進員」という。）といいます。

(3) 推進員の要件

- ① 市内に居住又は通勤若しくは通学する20歳以上の者
- ② 市長が行う違反広告物の除却に関する講習を受講した者
- ③ 路上違反広告物推進団体（以下「推進団体」という。）の構成員の者

(4) 推進団体

- ① 推進団体は講習会を受講した者（推進員）2名以上により構成された団体を認定します。
- ② 推進団体の認定期間は、2年間。引き続き認定を受けられるときは、期間満了時に更新できます。

2 屋外広告物法・大分市屋外広告物条例関係

平成16年6月に屋外広告物法が改正され、違反広告物除却対象物件の範囲が明確化されました。

また、この法改正を受け、違反広告物に関する規定について、大分市屋外広告物条例の一部改正をいたしております。

3 除却できる広告物

(1) 簡易除却（屋外広告物法第7条第4項の規定により除却対象物件）

対象物件は、条例に明らかに違反して表示又は設置されている以下の広告物等。

除却できるものは、路上等の電柱類、街路樹、交通標識、ガードレール等（以下工作物等という。）に掲出された、営利を目的とした広告物に限ります。

【除却対象と注意事項等】

① はり紙

チラシ等を糊やシール等で工作物等に直接貼ったもの



※ はり紙は、紙製又はビニール製が多く、のり付けやシールで電柱等に貼られています。除却の際は、ヘラをはり紙の下方から上方に向かって、除却するほうが安全です。

※ お一人は、廻りの車輛等に注意するなど、事故防止に努めてください。

② はり札等（管理されずに放置されていることが明らかなき）

はり札等とは、段ボールやベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。



※ 電柱等に、針金、ひも等で固定されておりますので、針金、ひも等を切って一時保管していただくこととなります。

※ 広告物を除却し、一時保管した場合は市に報告してください。

市が保管した広告物の回収に伺います。

（広告旗、立看板等も同様）

③ **広告旗**（管理されずに放置されていることが明らかなき時）

広告旗とは、広告の用に供するいわゆるのぼり旗で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの。また、これを支える台についても、容易に移動できるものについては、対象となります。

④ **立看板等**（管理されずに放置されていることが明らかなき時）

立看板等とは、次のような広告物又は掲出物件で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に移動させることができる状態で工作物等に立て掛けられているようなものをいいます。また、これを支える台についても、容易に移動できるものについては、対象となります。

ア) 木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、布張り等をした立看板

イ) ベニヤ板、プラスチック板等に紙その他のものをはり、又は直接塗装・印刷した立看板

ウ) 立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件

エ) ベンチ等に直接印刷・塗装する等により広告物を表示した掲出物件



※ 電柱等に、針金、ひも等で固定されておりますので、針金、ひも等を切って一時保管していただくこととなります。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなき時は（はり紙以外の物件）

次のいずれかに該当する場合

① 補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合

② 除却するべき旨を通告したにもかかわらず、除却に必要と認められる期間（通常は5日間程度）を経過した後もそのまま放置している場合

※店舗や事務所などの前面道路等に掲出された屋外広告物については、除却を行わず、大分市まちなみ企画課に情報提供してください。

4 市で直接除却する広告物

次の広告旗、台付立看板等については、簡易除却ができる物件であるかの判断が必要であり、また、重量物で保管等の問題もあることから、市で直接除却、指導いたします。

なお、活動地域内に設置等されている場合は、活動報告書の連絡事項の欄にて、ご連絡してください。

① 広告旗 (管理されているもの)



② 台付立看板



③ 電柱巻き付け広告へのはり紙など



※ 電柱には、行政機関が許可して巻き付け広告物があり、その広告物に違反広告物のはり紙が貼られている場合があります。このはり紙をヘラで除却しますと、巻き付け広告を傷つけることとなりますので除却しないようにお願いします。

5 除却できない広告物

次のものは、はり紙・はり札等・立看板等であっても、除却するとトラブルの原因にもなりますので、除却しないでください。

- ① 法令の規定により表示する広告物等
＜例：道路標識、道路工事関係標識など＞
- ② 国・地方公共団体又は公共的団体が表示する広告物等
＜例：交通安全・自治会・PTA等が啓発等のポスター・のぼり旗など＞
- ③ 選挙運動のためのポスター、立札等の広告物等
＜例：選挙期間中の政党・候補者ポスターなど＞
- ④ 政治団体、宗教団体、労働組合等の非営利団体が表示する広告物等
＜例：政党等が主催する集会等の案内用立看板・ポスターなど＞
- ⑤ 冠婚葬祭、祭礼等のための広告物等
＜例：葬儀会場への案内立看板、お祭り用の立看板・のぼり旗など＞
- ⑦ 民地のフェンス・壁等に掲出された広告物等
＜例：営利目的等のはり紙など＞
- ⑧ 非営利の個人の広告物等
＜例：尋ね人・迷い犬・迷い猫等のはり紙など＞

事例

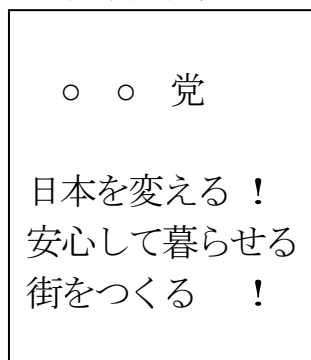
① 政治活動用広告物



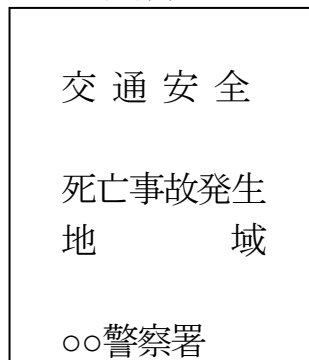
② 公共広告物



③ 政治団体関係



④ 行政機関



⑤ 非営利の個人の広告



6 除却活動の手続き及び方法

- (1) 推進員は、次の手続き及び方法に従って、除却活動を行なってください。
- ① 除却活動は、活動計画に基づいて行い、各推進団体に所属する推進員2名以上で下記事項に注意しながら活動してください。
 - ② 除却活動の際には必ず、**腕章**を着用し**除却推進員証**を携帯してください。
 - ③ 除却活動中は、少なくともお一人は通行車輛等に注意していただくなど、交通安全に心掛け事故のないようにしてください。
 - ④ 日没後の除却活動は、事故の恐れもありますので行わないようにしてください。
 - ⑤ 除却活動中、路上等にゴミ等がございましたら、できるかぎり路上の美化活動にもご協力ください。
- (2) 除却活動終了後は、路上違反広告物除却報告書（様式第8号）に、
- ア) 除却活動日
 - イ) 除却場所（地区名のみも可）
 - ウ) 除却枚数
 - エ) 参加者数
- を記載して提出ください。また、次回の活動予定日を記載してください。
- なお、報告書の提出につきましては、郵送、FAX（097-534-6120）、若しくは電子メール（matikika3@city.oita.oita.jp）でも提出することができます。
- また、活動地域内で、直接除却できない物件が設置等されている場合は、連絡事項の欄に、場所等をご記入してください。
- (3) **はり札等、簡易な立看板等**を除却した場合は、保管・公示等の手続きの関係がありますので、景観推進担当班にご連絡いただきますようお願いいたします。
- (4) 報告書が提出された後、除却していただいた違反広告物を景観推進担当班より代表者へご連絡させていただき保管場所まで取りに伺います。

7 トラブル対応等

- ① 掲出者等とのトラブルには十分注意してください。
- ② トラブル等が発生した場合は、現場での除却を中止し、速やかに**景観推進担当班**又は110番通報してください。
- ③ 違反広告物を掲出している者を発見した際も、**景観推進担当班**又は110番通報してください。

大分市都市計画部まちなみ企画課**景観推進担当班**

097-537-5968 (直通)

<参考連絡先>

※ 警察署 (生活安全課)

大分中央警察署 (代) 097-533-2131

大分南警察署 (代) 097-542-2131

大分東警察署 (代) 097-527-2131

8 保管・公示等の手続き

屋外広告物法および大分市屋外広告物条例により、はり紙以外の広告物等(はり札等、広告旗、立看板等)を除却した場合は、その広告物等を市が保管し、保管した広告物等の種類や数量などを公示しなければなりません。

※除却した広告物等の保管並びに公示等については、大分市(まちなみ企画課**景観推進担当班**)が行います

除却した広告物等の保管並びに公示等を行うため、下記事項についての報告をお願いします。

- ① 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- ② 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日
- ③ 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管場所

※上記に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

9 大分市市民活動等保険

「大分市市民活動等保険」制度は、皆様が違反広告物の除却活動中に事故にあわれた場合、保険金が給付される制度です。

路上違反広告物推進団体の構成員の皆様を登録し、市から保険料を支払います。

(1) 保険の対象となる事故例

① 傷害事故

除却活動中に本人がケガをした場合

- <事例> ○活動中、交通事故又は転んでケガをしたなど
○ボランティア活動に向かう途中に交通事故にあったなど

② 賠償事故

活動中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった場合

- <事例> ○活動中、通行中の車や止まっている車にキズをつけてしまったなど
○自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせたなど

※ 活動場所と自宅との往復途上の事故の場合は、通常の往復経路であること。

(2) 保険の対象とならない事故例

① 傷害事故

- <事例> ○活動者の故意によるもの
○地震、噴火、又はこれらによる津波によるもの
○公務災害の適用を受けるもの

② 賠償事故

- <事例> ○活動者の故意によるもの
○地震、噴火、又はこれらによる津波によるもの
○交通事故など車両によるもの

※ その他、対象とならない場合がありますので、事故が発生したときは、大分市景観推進担当班までご連絡ください。

大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分市路上違反広告物除却推進員制度を創設し、市民と行政が協働して道路上の違反広告物をなくすことにより、良好な都市景観の維持及び向上を図ることを目的とする。

(推進団体)

第2条 市長は、道路上の違反広告物の定期的な除却について自主的に協力を申し出た団体であつて違反広告物除却の推進に寄与すると認めるものを、路上違反広告物除却推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 推進団体は、第9条第1項に規定する講習を受講した者2名以上をもって構成する。

(推進団体の認定申請)

第3条 推進団体の認定を受けようとする団体は、路上違反広告物除却推進団体認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書面を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 構成員名簿（様式第2号）
- (2) 除却活動計画書（様式第3号）
- (3) 除却活動地域を示す図面
- (4) 除却物の一時保管場所を示す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(推進団体の認定)

第4条 市長は、推進団体の認定したときは、路上違反広告物除却推進団体認定書（様式第4号）を当該推進団体の代表者に交付する。

2 推進団体の認定期間は、2年間とする。

(更新申請)

第5条 推進団体は、認定の更新を受けようとするときは、認定期間満了の日の30日前までに市長に申請するものとする。

2 前2条の規定は、推進団体の認定の更新について準用する。

(変更届)

第6条 推進団体は、第3条各号に掲げる事項の内容を変更しようとするときは、路上違反広告物除却推進団体変更届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(廃止届)

第7条 推進団体は、解散し、又はその活動を中止しようとするときは、あらかじめ路上違反広告物除却推進団体廃止届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 推進団体の構成員のうち第9条第1項に規定する講習を受講した者が2名未満となったとき。
- (2) 推進団体としてふさわしくないと認められる行為があったとき。
- (3) その他推進団体として適当でなくなったと市長が認めるとき。

(推進員の任命等)

第9条 市長は、市内に居住又は通勤若しくは通学する20歳以上の者のうち、市長が行う違反広告物の除却に関する講習を受講した者であって推進団体の構成員であるものに対し、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項に規定による除却(以下「簡易除却」という。)を行う権限を委任することができる。

- 2 前項の規定により市長の委任を受けた者(以下「推進員」という。)が行う簡易除却の対象は、大分市屋外広告物条例(平成8年大分市条例第37号)第4条に掲げる物件に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しているもののうち、推進団体の除却活動計画書に示された活動地域内に存する物件とする。
- 3 市長は、前項に定めるもののほか、必要な事項を推進員に委任することができる。
- 4 市長は、推進員に対し、その身分証明書(様式第7号)及び腕章を交付する。
- 5 推進員は、無報酬のボランティアとする。ただし、本市は、推進員に対し予算の範囲内で違反広告物の除却活動に要する用具の提供並びに違反広告物の除却活動中の事故における傷害等を担保する保険の加入及びその費用負担を行う。
- 6 推進員への委任期間は、当該推進員が所属する推進団体の認定期間とする。

(委任の取消し)

第10条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、推進員への委任を取り消すことができる。

- (1) 推進員から取消しの申し出があったとき。
- (2) 推進員として適当でないと認める行為があったとき。
- 2 推進員の所属する推進団体の認定がその効力を失ったときは、当該推進員に対する委任は、失効する。
- 3 推進員が前2項の規定によりその身分を失ったときは、前条第4項に規定する身分証明書及び腕章を直ちに市長に返却しなければならない。

(推進員の義務等)

第11条 推進員は、第9条に規定する権限を行使するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 同一の推進団体に所属する推進員2名以上で簡易除却を行うこと。
- (2) 身分証明書を携帯し、腕章を着用すること。
- (3) 日没後は実施しないこと。

- (4) 交通安全に心掛けるなど事故のないようにすること。
 - (5) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。
 - (6) 市長の指示に従うこと。
- 2 推進員は、除却活動中において、違反広告物を掲出した者との争い等の問題が生じた場合は、現場での処理は行わず、市長又は警察に連絡するよう努めるものとする。
 - 3 推進団体は、簡易除却した広告物を本市が引き継ぐまでは、一時保管するものとする。
 - 4 推進団体の代表者は、簡易除却の実施について、路上違反広告物除却報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。なお、報告はファックシミリ又は電子メールにより行うことができる。
 - 5 推進員は、この要綱に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

（顕彰）

第12条 市長は、推進団体の違反屋外広告物除却活動が特に優れていると認められる場合は、当該推進団体を顕彰することができる。

（庶務）

第13条 大分市路上違反広告物除却推進員制度に関する庶務は、都市計画部まちなみ企画課において処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

大分市路上違反広告物除却推進団体認定申請書 (新規・更新)

受付番号

—

年 月 日

大分市長 殿

(申請者)

団体名

代表者住所

代表者名

(印)

(記名押印又は署名)

電話番号

FAX

大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱第3条の規定により、下記のとおり路上違反広告物除却推進団体としての(認定・更新)を申請します。

記

1 除却活動地域

2 一時保管場所

3 路上違反広告物除却推進員の予定数

4 添付書類 (更新の場合は内容に変更がない限りは不要)

① 構成員名簿 (様式第2号)

② 除却活動計画書 (様式第3号)

③ 除却活動地域を示す図面

④ 除却物の一時保管場所を示す図面

⑤ その他

注・本市が開催する講習会を受講された方が推進員となります。なお、路上違反広告物除却推進団体として認定されるためには、2名以上の推進員が必要になります。

構 成 員 名 簿

団体名

番号	氏 名 生年月日	連絡先 (自宅又は通勤若しくは通学先の住所、 電話番号)	講習会 受講 確認欄
	(代表者) 年 月 日	大分市 丁目 番 号 町 番地 連絡先名 () 電話番号 () -	
	 年 月 日	大分市 丁目 番 号 町 番地 連絡先名 () 電話番号 () -	
	 年 月 日	大分市 丁目 番 号 町 番地 連絡先名 () 電話番号 () -	
	 年 月 日	大分市 丁目 番 号 町 番地 連絡先名 () 電話番号 () -	
	 年 月 日	大分市 丁目 番 号 町 番地 連絡先名 () 電話番号 () -	
	 年 月 日	大分市 丁目 番 号 町 番地 連絡先名 () 電話番号 () -	
	 年 月 日	大分市 丁目 番 号 町 番地 連絡先名 () 電話番号 () -	
	 年 月 日	大分市 丁目 番 号 町 番地 連絡先名 () 電話番号 () -	

※ 太枠内の講習会受講確認欄は空白のまま提出してください。

除却活動計画書

団体名 _____

代 表 者	ふりがな 氏名
	連絡先 大分市 丁目 番 号 電話番号 () -
主な活動予定日	
除却活動地域	[] ※除却活動地域を示す図面を添付
一時保管場所	場所 [] ※除却物の一時保管場所を示す図面 (位置図に印)
	回収時の対応 (鍵の有無等) [] 保管場所に関する連絡先 () -
備 考	

路上違反広告物除却推進団体認定証

大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱第2条第1項の規定により路上違反広告物除却推進団体であることを証します。

年 月 日

大分市長

印

団 体 名 (認定番号)	 ()
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで
除却活動地域	
代表者名	

路上違反広告物除却推進団体変更届

年 月 日

大分市長 殿

(申請者)

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

(記名押印又は署名)

電話番号 _____

大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱第6条の規定により、下記のとおり路上違反広告物除却推進団体の変更を届け出ます。

記

変更前	
変更後	
変更理由	

路上違反広告物除却推進団体廃止届

年 月 日

大分市長 殿

(申請者)

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

(記名押印又は署名)

電話番号 _____

大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱第7条の規定により、下記のとおり路上違反広告物除却推進団体の廃止を届け出ます。

記

廃止理由	
認定番号	
除却活動地域	
推進員数	

様式第7号 (第9条関係)

第 号 大分市路上違反広告物除却推進員証	
写 真	団体名 氏 名 年 月 日生
	上記の者は、大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱第9条第1項の規定により、違反広告物の除却を行う権限の委任を受けた大分市路上違反広告物除却推進員であることを証明する。 年 月 日
	大分市長 印

5.5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

← 8センチメートル →



路上違反広告物除却報告書

年 月 日

大分市長

殿

(申請者)

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

(記名押印又は署名)

電話番号 _____

大分市路上違反広告物除却推進員設置要綱第11条第4項により、下記のとおり違反広告物を除却したので報告します。

記

年 月分

除却日	除却場所	除却数	参加数	備考
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
小 計		はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	

除却日	除却場所	除却数	参加数	備考
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
月 日	町 丁目 大字	はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
合 計		はり紙 (枚) はり札 (枚) 広告旗 (旗) 立看板 (枚)	人	
連絡事項				
次回 活動予定日				